

11月

# ランチ会 報告

今回の会場は、三宮駅から徒歩5分の「點心茶室」さん。創業明治32年という歴史ある中華のお店です。

ランチ会の冒頭には、正会員で理学療法士の黒澤から、「毎日簡単に実践できる健康体操！」と題してミニセミナーがあり、食事前の準備運動も行いました。

最後にいただいたアンケートには、「悩み事を聞いていただけて、ホッとしました」「皆さんと食事ができてとても楽しいひと時でした」など、とてもうれしいお声をいただきました。



## 「楽しく！頭の体操をはじめましょう！」を合言葉に、毎月、事務局で開催中です！

ゲーム感覚で「脳活」ができるとあって、1度体験された方は、その場で次回の予約をされるほどの人気企画！

継続することで、ご自身の認知機能の変化も把握でき、目標をもって取り組む方もいらっしゃいます。

利用会員さんは無料で体験していただけますので、お気軽にお申し込み下さい。



▶ 詳細は、同封のチラシをご覧ください。

## 脳活 バランス 体験会 報告

# はんしん高齢者 ぐらしの予備校

「第2期ぐらしの予備校」が11月で全6回の講座を終了しました。毎回多くの方にご参加いただきましてありがとうございました。

テーマは法律・健康・仏事等と幅広かったのですが、皆さまの身近な問題だけあって、受講者の方々が自身の経験談などを語り合うなど、まるで茶話会のようなアットホームな雰囲気でした。そのような経験談から我々も多くの気づきを得ることもあり、講師・受講者両者ともに多くの学びを得た場であったように思います。

第3期も開校予定ですので、多くの皆さまのご参加お待ちしております！



# 出張セミナー 報告



医療・介護・法律・不動産・仏事などに携わる、当NPOの各種専門メンバーが、高齢者がお集りになる場所に出張し、老後のぐらしに役立つ情報提供を行う出張セミナー！

ご紹介やホームページを通じて、たくさんのご依頼をいただいています。最近では、神戸市灘区医師会が主催する区民向けイベント、神戸市すまいとまちの安心支援センター（愛称：すまいるネット）との連携セミナー、そして、芦屋市主催の終活イベントなどにも、講師として参加いたしました。また、開催地域も明石・芦屋・大阪と広がりをみせ、さらに、行政・医師会・老人会・寺院・介護施設など、ご依頼をいただく先も多種多様になっています。「人生100年時代」という言葉をよく耳にする中、「老後を安心して暮らすための情報」を求める声が、大きくなっていることが背景にあると思います。



「介護施設」「老後の住まい」「成年後見の利用」「相続法の改正」「家族葬や墓じまい」など、考えておきたい事はさまざまです。皆さんも、自治会・老人会・婦人会など、出張セミナーをご検討される方をご存知でしたら、当NPO事務局までご連絡ください。

これからも、各種専門事業者で構成する当NPOの特徴を活かし、もっとたくさんの方のお役に立つ事ができるよう、出張セミナーに取り組んでまいります！



# 今後のスケジュール

イベント

## 第11回 はんしん高齢者くらしのフェア

令和2年 10:00~16:00  
5月16日(土)

開催場所 **コープこうべ生活文化センター 2階ホール**  
(神戸市東灘区田中町5丁目3-18)  
参加費 **入場無料**(事前予約不要)



### テレビ大阪から取材がありました!



9月にテレビ大阪より生前整理についての取材を受け、9月25日夕方放送の情報番組「やさしいニュース」の中で、当NPOの活動風景が放送されました。実際に生前整理をされた利用会員さんにもご協力いただいたおかげで、生前整理の重要性をより現実的にお伝えできたのではないかと考えております。

他の利用会員さんからは「放送日が待ちきれないわ」「録画しとくわ」などの嬉しい声もいただきました。

当NPO活動が、これから益々世の中に必要とされる活動になるよう、引き続き、ご支援よろしくお願いたします!



### 認定NPO法人 はんしん高齢者くらしの相談室

事務局：行政書士リーガルオフィス神戸内  
神戸市東灘区田中町1丁目15-5  
コマツBILD本山301号 〒658-0081  
E-mail: info@h-kks.com  
http://www.h-kks.com

営業時間 平日 午前9時~午後6時(土日祝休)

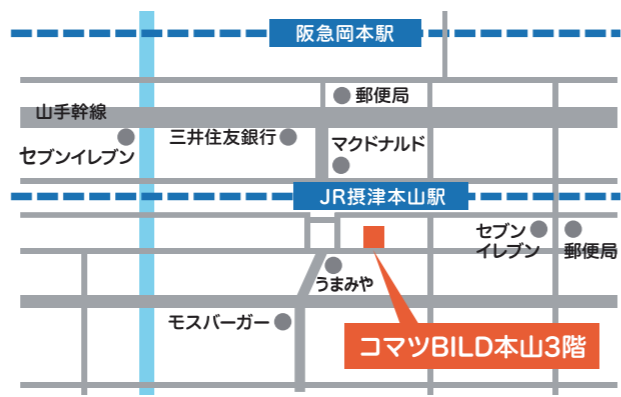
お問い合わせは  
専用フリーダイヤル

お気軽に  
こちらから

無料



0120-410-605



# 認定NPO法人 はんしん高齢者 くらしの 相談室 通信

Vol.18

令和元年12月号

いつも・ずっと・そばに



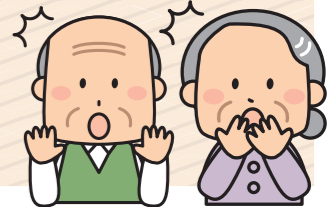
今号の内容

- ぐらしの豆知識「遺言」
- ランチ会報告
- 体験会報告
- ぐらしの予備校報告
- 出張セミナー報告
- 今後のスケジュール
- テレビ取材報告

### 知って得する!?! 豆知識

## あなたの遺言は大丈夫?!

是非とも皆様を知っていただきたい「新相続法」。シリーズでお伝えしてまいります。



### 今回は、「遺言」です!

遺言は一般的に、「公正証書で作成する方法」と、「自筆で作成する方法」の2種類があります。

公正証書で作成した場合は、法的に問題のない遺言が確実に作成でき、遺言者亡き後はその公正証書遺言で手続をスムーズに行うことができます。しかし自筆で作成した場合、要件不備のため遺言自体が無効となったり、紛失や改ざんなどで遺族が紛争になるケースも多くございます。また、自筆で作成された遺言は、遺言者亡き後、家庭裁判所に相続人が集まり開封するという「検認手続」を経なければ、その遺言を活用することができません。つまりは、見せたくない人に遺言を曝す可能性があるのです。何かと問題の多かった「自筆で作成された遺言」ですが、今般改正された相続法で、この自筆証書遺言を「法務局で保管してもらう」制度が始まります!

これにより、紛失や改ざんを防止することができ、且つ法務局で保管された遺言は「検認手続が不要」となります!

もし、既に自筆で遺言を作成された方は、ぜひ法務局で保管しましょう。またこれを機に、是非とも自筆で遺言を作成したり、既に作成した遺言を見直してみてもいいでしょうか?

法務局に自筆証書遺言を預けられるメリット		
	これまで	改正でこうなる
遺言を書く	・全部自筆で面倒 ・形式不備が心配 ・偽造されるかも...	・財産目録は自筆でなくても可 ・法務局の担当者がチェック ・法務局に預けると偽造の心配なし
遺言の保管	・基本は自宅 ・紛失のリスク大 ・書いたことを忘れる	・法務局に預けられる ・紛失のリスクなし ・全国の法務局で検索可
検認	・家庭裁判所での手続が必要	・手続きの必要なし

この機会に遺言について考えてみようかな。



※法務局での自筆証書保管制度は、令和2年7月10日から運用開始となります。

遺言の作成には専門家からアドバイスを受ける事をお勧めします。詳しくは当NPOにお問い合わせください!